

# 西周と同時代

—— 民権との関連で ——

## 沢 目 健 介

1. 民権の問題性
2. 民権観の諸相
  - (1) 維新政府指導者の民権観
  - (2) 啓蒙思想家の民権観
  - (3) 民権運動家の民権観——大井憲太郎 植木枝盛——
  - (4) 新聞に現れた民権観——『日新眞事誌』を中心に——
3. 西周の民権観

### 1. 民権の問題性

従来、「民権」という言葉は箕作麟祥が明治三年の民法編纂会において、フランス民法の翻訳作業の過程にdroit civilを「民権」と訳出したのがその最初であるとされている<sup>1)</sup>。だが、この言葉は慶應二年出版の津田眞一郎『泰西国法論』にまで逆上ることが出来る<sup>2)</sup>。ここで使用されている「民権」の内容は、人民の公権と私権の総和であった。この観念は後に、明治七年以降の民権運動の展開期に、民権＝人民の参政権＝国会開設の要求のスローガンとなった運動的な概念とは当然異なり、実定法に規定された観念であった。津田の書の目的が泰西の国法事情の紹介であることから当然でもある。

箕作麟祥がdroit civilを「民権」と訳出した時、「民に権があると云ふのは何の事だ」<sup>3)</sup>という議論になった。この疑問については二つの面から考える必要がある。ひとつは従来の「民」の概念との関連であり、もう一つは新しい概念としての「権」の出現の問題である。維新前において、「民」とは治められている人、政治的支配の対象つまり被支配者を示す概念であった。このような「民」についての概念は、維新後も一般的な了解であったといっ  
てよい。少なくとも明治初年においては、「民」とは単なる集合的概念ではなく、支配を  
うける存在という点に力点が置かれ、公的關係つまり政治的な関係の中で理解されている  
言葉と考えられる<sup>4)</sup>。

また、新しい概念としての「権」の出現によって、「権」の理解について二重基準とい

う問題が出現した。西欧から導入した権利概念としての「権」と、伝統的な「権」観念との混同である。まず、伝統的概念としての「権」の理解は支配者の持つ実体的な力というものであった。それ故に、民法編纂会での疑問「民に権があるとは何事か」という疑問は、民の概念との連関でいえば、元来統治の対象でしかない「民」が、持つべき筈のない「権」を持つということへの疑問であったのである。つまりこの時、民法編纂会の出席者は、「権利」としての「権」として理解できず、「権柄、権力」としての「権」と考えたために疑問が沸騰したのであろう。このように、西欧から導入した権利観念としての「権」と、伝統的な「権」観念との混同は、明治初年を通じて見られる傾向である。さらには「権利の乱用」「権力の放恣」として現代までも引き継がれている側面がある。

「権」についてこうした混乱があったからこそ、たとえば福沢諭吉『西洋事情』（明治二年）は、新しい観念としての「権」を定着させようと試み、混乱をあらかじめ回避するために、新しい観念としての「権」を定着させようとした。福沢は日本での伝統的な用語である「権柄、権力」とは異なった意味で、訳語としての「権」を述べる。それは物事を為し得る資格、他人に対して当然要求できる正義の追求と考えているのである。このような福沢の努力にも拘わらず、明治初年には新しい概念としての「権」は容易に定着しなかった。というよりも、伝統的概念との混同、併存の下にその位置を占めたと考えられる。

このことを当面の課題である「民権」の文脈で見て見よう。新しい概念としての「民権」という主張がある。黒田行元『政体新論』（明治七年）は「民権」が新しい観念であり、また伝統的な意味とは異った「権利」の新しい意味であることに注意を促している。さらに、「元来位なきの民に権力あるの理」なく、被治者としての人民には本来振うべき権力は有り得ないことも指摘する。他方、在来の観念の連続として「民権」を説明する例もある。確かに言葉としては存在しなかったが、古来から別の言葉によって「民権」は主張されていたという。丹羽純一郎『通俗日本民権精神』（明治十二年）は「俠気の二字民権」に代わるという。何故なら、どんな人民であっても政府の無理に服する理はなく、昔はこの人民の理を訴えたことを俠気と称していたからだ。国会開設要求を中心課題とする民権運動の特徴でもあるが、丹羽には、人民は「政府の無理に服するの理」なしという観点で民権の主題と考えた。つまり治者に対する被治者による正義の追求という関係概念として民権を位置づけたのである。この時、「権」の概念が不安定であればある程、人民の権は、政府との対抗関係を示すものとなりかねない。こうした傾向を指摘して、福沢は『通俗民権論』（明治十一年）で再び「権」の意味に注意を促している。「抑も権とは、権威などの熟語に用ひて、強き者が弱き者を無理無体に威し付けて乱暴を働くの義に非ず。又弱き者が大勢寄集りて無理無法なることを唱へ立て其勢にて乱暴を働くの義にも非ず。其眞の意味を通俗に和解するは逆もむづかしきことなれども、先づ権とは分と云ふ義に読て可ならん。即ち身分と云ひ、本分と云ひ、分限と云ひ、一分と云ふが如き、分の字には自から権理の意味あり・・・<sup>5)</sup>。世人動もすれば民権の字義を誤解して、下々の者が謂れもなく妄に威

張るを以て此義と思ふ者なきに非ず。故に思慮ある者は其名を聞て先が之を厭ひ、政府も亦これを悦ばずして、殆ど世間の禁句なるが如し<sup>6)</sup>。」

この福沢の発言を見ても、明治二年に『西洋事情』で定着させようとした新しい観念としての「民権」が、当時、尚不安定な状態にあったことを示している<sup>7)</sup>。

「権」について更に考えるべきことは、明治初年における政府観との関係である。一般的に、政府が人民の代理機関であるという意識、つまり、人民相互の代表、代理として政府を構成するという意識が殆んどない。当時の一般的な国家観、政治観は政府を相互に組立てるということではなく、治者と被治者とがその初めから厳然として存在しているという静態的な観念である。それ故に「政府」とは何ら人民の生活に関係のないもの、または「税」のみを収めておけがあとは一切関係を持たないものという観念があった。それ故、治者に対する被治者の認識は抑圧に対する反抗、または少なくとも抑圧の排除という側面で理解され易い傾向があった。このため、新しい観念としての「権（利）」は、人民にあっては伝統的な「権」の観念として公的側面へ集中する傾向が示されていたと思われる。以上のように「権」の二重性から、新しい「権利」概念は不安であり、それに応じて「民権」観にも幅があった。以下このことを念頭にして社会各層の「民権」観のあり方を見ていこう。

## 2. 民権観の諸相

### (1) 維新政府指導者の民権観

明治五年四月に左院に入った宮島誠一郎は、当時を回顧して、「近く府下には民権自由の主義より共和政体を主張する党派があり、遠く諸県には封建守旧の主義より、君主専裁を主張する論党あり」と、明治五年頃既に東京を中心にして、民権自由の名の下に共和政体を主張する一団の存在を記録している。民権自由の下に人民が主義主張を発し始めたことは、人民の権利の拡大を開化政策の一つの柱にした維新政府の一面における成功といえる。だが、民衆の全面的な政治的参加の主張は、政府の意図するところではなかった。そのため、民衆の政治参加要求の動きに対して、政府の側からこの勢いに先手を打とう、という主張が出てくる。少議官大給恒おきょうゆうずるの「意見書」（明治五年）（稲田正次『明治憲法成立史』上巻、所収）は、まず民権の発生する理由を開国に伴う人民の自主自由の精神の展開に基くとみる。また、民権が確定すると議院を設立せねばならない。人民の自主自由の精神の展開は民権を確定し、その結果、議院開設に至る論理的な過程を述べる。さらに、政府側が人民側の要求を先取りすることによって、政府は支配権を失うことはない。こうして人民を政治の一端に加えることにより、双方の軋轢は排除せられ支配の安定を保つ。さらに、歴史の方向として人民の開化により民権の拡大は当然と考えていること、つまり知識の拡大と権利の拡大とをパラレルに考えている。また、現実の日本は人民が未だ開化途上にあると規定することにより、民権の確定と議院の設立は政府の権限内と考える。何故なら現実の日本で相対的に知識に秀れているものは在朝の士に多いからである。最後に、政府側

の考え方には「民権」を拒否する考えはなく、逆に一見積極的にこれを拡充することを主張する。

松岡時敏文書の「民撰議院仮規則」、(明治五年、稲田正次『明治憲法成立史』上巻、所収)では、人民が相互に他を犯さない限り、自己の自主自由を可能な限り発輝することが民権であって、この民権は政府にも犯すことの出来ないものという。「民権」とは人民の自己決定の下に人民相互の関係のみに置かれるものでなく、政府の保護の下において初めて「民権」たり得る。このように政府というものが人民の相互承認の下に人民の意志によって設立するものと考えられておらず、天皇中心のいわゆる家族国家観の下の輔翼の機関として、当然あるべきものという前提がある。

末端の支配層である県の告示である新川県官の「正副区長以下事務心得規則」では、一方で人民の権利拡大を積極的に推進しながら、他方、それを政府のコントロール下に置くという論理である。政令法度を犯し、無視することは却て固有の「民権」を剥奪するものという。「第四條、凡そ政令、法度は天下の人民を統一保護する所以にして、一方一物のために姑息偏愛すべきの理なし、然して僻陬<sup>イナカ</sup>の地固陋の俗苟も一身一村に不便なる時は、叩りに政令を腹誹し甚しきは不則の刑典を犯すに至る、是朝旨の存する所義務の何たるを知らざるに依る、如此は懇到誨諭人民をして固存の民権を自ら剥奪せしむ。勿んことを要す、此正副区戸長の責任とす」(『日新眞事誌』、明治七年四月十五日)。政府側にあつて「民権」の拡大保護は推進すべきものという認識を示すものがある。こうして中央・地方を問わず政権担当者にあつては「民権」の拡大保護は推進すべきものという認識は一貫していたといつてよい。天皇行幸に際しての飯田恒男の「奉答」(明治九年、「東巡録」『明治文化全集』皇室篇、所収)では司法的な観点からも民権の促進を考えているのである。

他方「民権」の普及にとともに政府指導者の対応は政治の不安定化を回避すべく、人民の知識の進歩とともに必然的に民権が強化するとすれば、そのことにより治の安定が揺れることがあつてはならないとする。大久保利通「立憲政体に関する意見書」(明治六年十一月)は治国の基本的あり方を次のように述べる。支配の統一性、安定性がないところに国家の興隆はなく、君権の過大も、新しく上昇する民権とともに独立不羈の権を持つ制度の保証でなければならない。大久保は民主の政を天理の本然にかなった政体と見るが、その現実の適用の点で、日本の国体に添わない。そのため、民権の一方的強化により君権が阻害されることのないように、根本的な枠の中に君権を確定し、民権を限ることによって新しい明治国家の治の安定の基礎たらしめようとした。当時の大久保は君権を制限しようとする考えも見られるが、君権の安定という視点から民権の伸張を主張している。明治九年の『日本国憲を進むる復命書』では、民権そのものを拒否せず、却つて君権制限論さえある。確かに君権を限定し民権の伸張を述べている。しかしそこで民権の伸張を肯定するが、まず君権の確定が前提とされており、民権が伸びなければ却て、国内が混乱して君がその権を享受しえなくなると考えているように、君権の安定という視点から民権の伸張

を主張するのである。

民権運動が展開するにつれて、上からの民権の確定という傾向がより強くなる。岩倉具視『儀制調査局開設建議』(明治十一年)は、現実の民権運動の展開を目前に見るからこそ、まずいかに民権が拡張するとしても犯されることのない帝室の領域を確定することも最大の急務とするのである。こうして政府の指導者にあっては、民権の拡大は君権を犯さない限りにおいて認めるということになるのである。こうした事情は、海外からも当時の日本は、政府が民撰議院の設立、民権の振起、日本の開化の主導権を握っていると理解されていた。「サンフランシスコイルストレテッド」(『日新真事誌』、明治七年六月二十二日)の記事では、外国から見ても、日本の開化の主導権は政府が握っているものと考えられ、民撰議院の設立、民権の振起もその例外ではない。それ故、ここにあっても政治に関する権を恢復した天皇の権の安定は前提としていることは明らかであろう。

## (2) 啓蒙思想家の民権観

啓蒙思想家の「民権」観は、明治七年一月に出版された福沢諭吉のいわゆる「学者職分論」をめぐる議論によく示されている。福沢の目的は、人間の生活領域には、政治とは関係のない独立の部分がある。それ故人民は全てを政府に依頼することなく、人民としての固有の領域を盡し、また政府は政府の務めを果すことが日本の独立を達成する道であり、その率先たるべきは洋学者であるべきであると云う。しかし現実には、「学者士君子、皆官あるを知て私あるを知らず、政府の上に立つの術を知って、政府の下に居るの道知らない」<sup>8)</sup>。何故こうしたことになるのか。「未だ世間に民権を首唱する実例なきを以て、誰彼の卑屈の気風に制せられ其気風に雷同して、国民の本色を見はし得ざるなり。これを概すれば日本には唯政府ありて未だ国民あらずと云ふも可なり」<sup>9)</sup>。それ故に今必要なことは、「我輩先づ私立の地位を占め…凡そ国民たるの分限を越えざる事は忌諱を憚らずしてこれを行ひ、固く法を守って正しく事を處し、或は政令信ならずして曲を被むることあらは、我地位を屈せずしてこれを論じ、恰も政府の頂門に一針を加へ旧弊を除て民権を恢復せんこと方今至急の要務なる可し」<sup>10)</sup>。

福沢における民権とは、国民としての分限を越えない限りにおいてはどこまでも主張し得るエネルギーであり、国民の正義の追求である。人間には政治とは関係のない私的な領域も存在するのであるから、すべてを政府に任せるのではなく、人間が人間として正しいと考えることは、たとえ政府にも屈することなく自己の正当性を主張する独立した精神を持たねばならない。そのような独立した人間と政府が相輔け合って、初めて日本の独立の基礎が確立すると思ったのである。

森有礼は福沢の議論を「民権を立るの一篇」という。森は人間の生活が全て政治的なものに組込まれていると考え、福沢的な、政府にさえも要求し得る正義の追求という概念としての民権を考えたのではない。それは上からの確定に基づいた民の権＝民権であったと考えられる。

加藤弘之は「民権」は「国権」という国内政治権力との関係において理解され、人民の全面的な政治参加を引き起こす概念と考え、加藤も「民権を立つる」ことを政治への自由の枠内で解釈したために、福沢の「私立」の意図を理解することが不可能であった。加藤弘之も森と同様に福沢の論を「民権を立つる」点に見て、「民権」の伸張が結局は「国権」の不安定を引き起こす点に危惧を抱いている。つまり、加藤にあっては国内的統治の安定を政治の最大の課題とみるために、「民権」の拡大が政府権力を脅やかす力になりかねないこと、支配の安定を覆すに至ることを恐れているのである。それ故にフランツという学者を引用して云う。「リベラル党は務めて国権を減縮し務めて民権を拡充せんと欲す。故に…統て公衆に係れることをも悉皆民人に委託して決して政府をして是等のことに関せしめざるを良善となす。然るにコムニスト党は務めて国権を拡張して務めて民権を減縮して農工商をも悉皆国家の自ら掌るを良好と為す。蓋し二党各国権と民権の相分かるる所以を知らざればなり」<sup>11)</sup>。加藤は「民権」を「国権」という国内政治権力との関係で理解し、人民の全面的な政治参加を引き起こす概念と考えた。

津田真道は福沢の問題意識をほぼ理解している。津田の「学者職分論の評」では、人民は私立する気性に乏しく、政府に従順なる精神が、結局国力の弱体をもたらすものであると見る。そのため、たとえ政府でも不正を不正として、人民にはどこまでもそれを主張し得る根拠があることを人民に理解させねばならないとする。このように福沢の論がほぼ理解されており、性急を避け、慎重論を主張する<sup>12)</sup>。

このように福沢の「学者職分論」をめぐって啓蒙思想家の中で「民権」論争が表面化した。現実の日本の弱体の根源を国民の政府への依頼心に見、また政治とは独立した私的領域の存在を認める時は、福沢のように、人民自身の正義の追求に中心がおかれ、積極的に推進すべきものと考えられる。他方、国内的統治の安定を当面の課題とし、かつ人間の行為を全面的に政治的枠内に取り込む考えにあっては、福沢的な民権の主張が結局政府を脅かすことを危惧する為に、支配の安定の観点からその過剰はコントロールされねばならないという見解に至る。知識人一主として洋学者であるが—の社会への役割が主題であった福沢の「学者職分論」をめぐっては以上の二つの傾向が出現した。だが、啓蒙思想家に学んだ人々が「民権」概念を根拠として、現実に政治的権利の獲得要求が出現するに際して、彼ら啓蒙思想家は、人民の智識の未開を主たる理由にして、人民の政治的参加は時期尚早論として拒否することになる。

明治七年一月十七日に板垣退助等によって「民撰議院設立建白書」<sup>13)</sup>が左院に提出され、翌十八日、『日新真事誌』に掲載された。その狙いとするところは、上下の阻隔を排除し、政府と人民が相互に意志を通じ合うことによって政治の安定を確保し、人民のより一層の開明を進めるための場を設立することであった。それ故に人民が直接政権をとる考えはなく、政府に人民の意見を反映させる場・・・いわば政府への拘束力のない諮問機関的性格をもっともの・・・の開設を要求したものである。

森有礼「民撰議院建設建言書之評」<sup>14)</sup>では民撰議院とは本来人民が随意に興すものと考えており、民撰議院そのものを批判せず、建白提出の外形を批判したのである。それ故に森にあつては民撰議院の本来の機能を理解していたため、建白書の曖昧性を鋭く指摘することになったと思われる。森のこうした批判は確かに当たっているとしても、他方、彼は人民の政治参加のルートを提示せず、現実の動きから一步身を引いた所から民撰議院建白を批評していることは否めない。また、加藤弘之の「民撰議院を設立するの疑問」では、人民の私的な権利は日本を開化するためにも積極的にこれを推進し、他方人民の公権は人民の未開の間は智識を有する賢才・・・現実には政府の有司・・・に委ねておくべきであると見る。加藤は、人民の開化の後には必然的に人民に公権を与えることを予想しているが、他方、人民の開化、進歩の程度を判断する主体が常に現実の在朝有司、智識に優越している側にあることを前提としていたのである。

「民撰議院建白」へのこうした時期尚早論、人民の政治的参加への否定的見解に対して、福沢とともに<sup>15)</sup>、津田の意見は肯定的である。「我国人民永く圧政の下に屈して人性自由の氣象を挫折す、此氣象や是国の元氣なり、国の元氣萎蕪（ママ）して振はず国威の振はざる所以なり、今之を振作して旺盛ならしむるの方法他なく人民をして国事に干與せしむるなり、人民をして国事に干與せしむるは民撰議院を創しむるに如くはなし」と云う<sup>16)</sup>。津田は、国力の振起という観点からも人民の公権の獲得をストレートに是認している。しかしこの津田にあつても、人民の政権によって選ばれた代議士の機能は限られた範囲内のものであった。「代議士は議法を以て其の職務とし其特権とす、然れども其議する所の法を我帝国に頒行すると否ざるとは特に天皇陛下の帝権にして代議士権利の絶て無き所とす」<sup>17)</sup>。天皇大権の下で限定された法律審議権を代議士はもつだけであり、議会が立法権を保持したいわゆる人民主権・国民主権的な体制を構想してていたのではない。この点、「民撰議院設立の建白」そのものが人民主権を要求しているのではなく、人民にも政治的論議をする場を提供せよという主張であつたから、津田は建白書の要求を全面的に肯定していると考えていいだろう。

福沢の「学者職分論」の主題である私立の独立に同意を示した津田が人民の参政権要求（当面は民撰議院であるが）を肯定し、福沢の意見を政治的コンテクストに全面的に組込んで理解した加藤がそれを時期尚早として拒否した。前者が政府に依頼しない精神を育てることを目的とするためにあらゆる場を人民の独立養育の場とするのに対して、後者が人民の全ての行為を政治的安定の枠に組込もうとするために、支配者が治の安定に応じて人民の権利を確定することとなり必然的に人民の政治的権利の展開を阻止する傾向を示すに至る。啓蒙思想家にあつて以上二つの傾向が「民権」について見られるとしても、津田にしても限定された人民の公権が強いように、私的な側面で民権が考えられていたといえよう。

(3)民権運動家の民権観——大井憲太郎 植木枝盛——

民権運動家の中で「民権」を始めて使用したのは大井憲太郎である。翻訳の過程を見ると、大井は、droit publicとdroit priveeの概念を混同したのではなく、より積極的な意図をもって、droit public＝公的な人民の諸権利を「民権」と訳し、人民にとって緊要の課題と考えた。人民が政治的場に登場することは必然的なことと考えられているが、人民の積極的な政治参加が、結局は政治を安定するに至ると見た。また、大井は、人民が議政に参加はしても、その意見を採用するか否かは政府の権限であるということを当然の前提にしている。こうして大井は、まず人民が政治や公的な事柄について自由に語れる場を開放しなければならないと考え、当面は行政権の優位を前提とした民撰議院を目指しているのである<sup>17)</sup>。支配をする者、政府の存在は当然のものと考えられており、その政府の分野つまり公的な分野に人民がいかに入り込むかということが当面の目標となっている。また、「民権が盛んなる国」でも人民の政治的権利が限定されている。「況んや我羈束の人民」という表現によっても、現今の日本の国民に民権が十分賦与されていないと考えている。民権とは、人民の公権と私権の和であると原理的に理解し、民権を人民の政治的権利に力点を置いて理解した。かつて拘束されていた人民も、今や人民相互間における私的権利は与えられたのだから、次に必要なことは人民に政治的権利を与えることであるという理解の仕方である。つまり大井の言う「議院を開きて以て人民の国事に與する権利あるを知ら知しめる」<sup>18)</sup>とはこうしたことであった。

例えば、谷中潜への反論でも、「又方今我国まだ民権の全きを得ざれども之を以て子の言の如く万国に隆盛を競ふとするか、又人々固有の権利を通暢せしめ万国に慙色なきを得んとする方法は・・・只だ民撰議院の設立に如くはなし」<sup>19)</sup>とする。人民は上から権利が与えられたという観念が一般的であったから、民権運動期に唄われたという、『よしや武士』の「よしやシヴイルは不自由でさえもポリチカルさえ自由なら」という一節は、人民の私的自由はいかに不自由であろうとも既にある程度与えられている、それ故に当面は政治的自由を獲得することが課題なのだということを強調したものと見えるだろう<sup>20)</sup>。さらに、大井憲太郎の「人民の参政権」は、あくまでも参加的なもの、議会は政府に優越せず政府に対する諮問機能的性格として存在であることは注意しなければならない<sup>21)</sup>。

植木枝盛の第一の目標は、人民にとって国の事と人民自身の事とが密接に関係しているという観念を植え付けることであった。民の事と政府の事と国の事が同一平面上で連関して受入れられ、新しいナショナリズムの基礎が形成されるとする。人民と国とが直結するからこそ、国の独立発展のためにも人民の力がその基礎とならねばならない。国家の独立維持を達成する根拠として民権を主張するのである。民権の拡張は原理的には人民の正義を正義としてあくまでも追求することであり、その時々事情によって国会開設を望むことは真の民権家ではないと言う。何故なら国会の不在が却て国事を困難にしているのであり、人民が国の基本であり、人民としての正義の追求としての民権は常に求められねばな



らない。だが、植木にとって人民は政府とは独立した存在であり、政府と対等の関係を樹立はしても、人民が政府を組立てるという観点にまでは至っていない。植木にあっても、政府の民撰議院に対する優越は動かない。官つまり政府と民とは自然的な存在として厳然とあり、民と政府の共通の場は国会において開かれているとしても、民が官つまり政府を形成する通路は閉ざされており<sup>22)</sup>、民撰議院に対する政府の優越は動かない。政府と人民の関係に対する植木の観念は、その『日本国憲案』（明治十四年）で、「第百六十四條、聯邦立法院の決定する所にして皇帝準許せざることあるときは立法をして之を再議せしむ立法院之を再議したるときは議院總數過半以上の同意あるを見れば更に奏して必ず之を行ふに定む」と<sup>23)</sup>、結局は行政権に対する立法権の優越を認めている。しかしこの「国憲案」の草稿段階の「日本国憲法」（明治十四年）では、「○立法院は天皇の行政権を犯すことを得ず」<sup>24)</sup>、と立法権に対する行政権の優位を示していることを見れば、植木にあっても、行政権に対する人民の立法権の優越を承認に至るに相当の飛躍があったのである。

#### (4)新聞に現われた民権観——『日新眞事誌』を中心に——

新聞に「民権」が登場するのはパリコンミュン報道に際してである。ヌールド新聞の報告者のものとして記載されている。「一揆党の趣意は第一に巴勒の民権を擁護し又同府の圍れたる間は市官の共和新党を設立する為に勝手に其仲間を撰ぶこと并に借地人は其地代を免除す可きこと等を承引す」（『海外新聞』明治四年、四十四号、四月十一日）<sup>25)</sup>とある。「民権」の普及はあらためていうまでもないことだが「民撰議院設立建白書」提出の明治七年頃から「民権」が広く使用され始められ<sup>26)</sup>、以後急速に普及していく。官員さえも今や民権を主張している（『日新眞事誌』、明治七年一月十九日）。政府の持つ権は人民の代理であるというデモクラティックな政治観もある（明治七年一月十四日）。これに反して民権が抑制されると開化が進まない。次に、民権が抑圧されているは人民が本来持っている才能さえも發揮し得ず、却って結局は国内の混乱を引き起こす（『日新眞事誌』、明治七年三月二日、投書）。それ故に政府は単に人民を支配するだけの存在ではなく、より積極的に「民権」を保護、拡張する義務を負うものと理解され始める。さらに、人民が下から人民の義務を盡すことが民権の拡張、正義の追求という視点も出現する（『日新眞事誌』、明治六年二月十八日）。そして、政府と人民との関係が維新前のように切れたものとしてではなく、所謂家族的國家観のもとで、政府と人民とが兄弟の関係と同様に、自然に連続的なものとして理解されていた。政府は常に、「民権」の抑圧体として身做され、家族的國家観の枠内で兄である政府の横暴をチェックするものとしても弟たる人民の機関として民撰議院の必要が求められる（『日新眞事誌』、明治七年六月十四日、投書）。また、植木枝盛が後に『民権自由論』等で主張したこととの同質性もある。「民の事を国の事」との一致という観念が当時一般化しつつあったということも示すものであろう（『日新眞事誌』、明治七年五月二十五日、投書、「論方今之形勢」）。さらに「民権」は政府の主導の下に、例えば小学校の開校により「元來新民平民の隔絶甚しき風習なりしが開校以來其旧

弊漸々去り殆ど民権同一の景況なり」（『日新眞事誌』、明治六年三月十五日）というように、拡大安定化していく。しかしながらその「民権」は単に政府的な解釈に止まらず、より根原的な原理、個人の独立との連関で理解されるようになるのである（『日新眞事誌』、明治七年四月二十四日、「経済論」八節）。政府の圧制を歴史的事実としながらもそれを前提とし、民権の保証として外国の例を出しながら民撰議院、人民の参政権を要求する。それはたんに政府の圧制に対する「民権」の防御として民撰議院を要求するのみならず、より積極的に、上下の一致による国内の安定の根拠として、民権を確定保証する政治を目指すものとして、民撰議院（国会議院）を要求するのである。民権を確定することとは人民が政府との上下の協力関係を確保し、不安定な国内体制を安定化するための制度として議会の開設を要求することになるのである。既に人民は政府との併存関係に国家の成立を前提としているのであるから、人民はより積極的に政治的領域に入り込むことを主張した。国家的な観点からも、人民の政治的参加の場を積極的に求めた。（『日新眞事誌』、明治六年一月二十二日、投書）。それ故投書は続けて言う。「今より徴兵制確立せずんばあるべからず税法変換せずんばあるべからず。熟れも方今の大事件なれば速に上下協心戮力の制を立ずんばあるべからず。能く此く制を立て民庶を文明の域に導かば今日の竹槍は他日の筆戦と成って議院正々の論峰国家の政化を装飾するにたらん」（同前）と国家的な観点からも、人民の政治的参加の場を積極的に求めるのであった。

### 3. 西周の民権観

福沢の「学者職分論」について森有礼や加藤弘之が「民権を立つる」一編と論じた。だが、興味深いことに西周の「非学者職分論」（植手通有編「日本の名著34 西周・加藤弘之」中央公論社、所収）には「民権」という言葉はでていない。西周の福沢批判のあり方は、福沢の現状分析が一つも事実にもとづかない「詭論」と断じる。福沢があるべき立場から洋学者の私立・官立からの独立を主張するのに対して、西周は日本社会の現状判断から福沢の性急な議論を危惧する。福沢が「政府はなお人身の生力のごとく、人民はなお外物の刺衝のごとし」という生力・刺衝論に疑問を呈した。「政府の生気を鼓動するキナ塩（キニーネ・解熱剤のこと）なかるべからず。これ政府に仕ふるの学者なかるべからず。すでに人民を刺衝という、すなわち刺衝を適宜するの温度なかるべからず。これ学者の私立もまたなかるべからず。」啓蒙思想家としての面目躍如たるものがある。つまり、学者を政府の横暴と人民の暴走の双方をとにも制御する存在と見ている。この根拠には「いわゆる刺衝その方を得れば英米これなり。いやしくもその方を得ずその度を失えばフランスなり、イスパニアなり、また鑑みざるべからざるなり」というように、啓蒙思想家として広く世界の歴史事情に精通している自負があった。かくのごとく学者の社会的存在について規定したが、西周個人としては学者の私立ということについて「早晩まさに驥尾につかんとす」と表明した。

「民撰議院設立の建白」の批判論文である「駁旧相公議一題」（前掲、植手通有編、同書、所収）でも原理的な視点で論を進めている。西周も森と同様に、有司の建白書が下野した直後であることを批判し、また物理の学と社会の学とはその適用の方法が異なるという。また、「西洋政事の学に在ては人民開化の度を審かにし、時に適し地に適し以て其宜しきを制する」のであるから、いたずらに西洋の社会を模倣することを拒否する。更に、「建白書」が、人民が政府に対して税を払うの義務があるのは則ち人民が政府のことを與知可否するの権利を有すと述べているが、そうしたことはないと否定する。「人民既に租税を出す。即ち是に対して其保護を望むの権利を有すべし、然れども其之を參與可否するの権利は則其国創めて政体を建る時に在て定むべし。」といい、たとえ国民約束によって政府が成る国にあっても政府の事を與知する権利は租税を出すことと相対するものではない。況んや一国の政府は必ずしも国民約束によって興るものでないから尚のことであるという。つまり西は、人民は政府の保護を得る権利はあるとしても、この権利がすぐに人民の政治参加の権利を引き出すものとは考えていないのである。何故こう考えるのか。西にあっては人民の権利の確保というものを、「上抑圧の政なく而して司法誠に其平を得ば人民の推理亦保全すべし。かの自尊自重天下と憂楽を共にするの氣象を有する学識あるの人に望むべし」という。つまり、人民の権利の保証は無知な人民の自己決定の中にあるのではない。知識、学識をもった支配者が人民を抑圧せず、人民を同等に扱うということに人民の権利を見るのである。それ故結局、現実の日本では、知識に秀れている有司に政治を委ねておくことが、より一層人民の権利が確保されるものと考えるのである。

西周が当時の日本国民を無知・無力と見ていたのは日本の伝統的な政治・道徳上の気風との相乗効果の結果であると見ていたからでもある。「神武創業以来皇統連綿・・・君上を奉戴してみずから奴隷視する」国民であった。さらに、日本人の国民性、地質上の気風からの制約があると判断したためでもある。「<sup>ナショナルレクトル</sup>国民気風論」（前掲、植手通有編、同書、所収）では「わが国人民の性質を概してこれを論ずれば、忠諒易直」なり。この忠諒易直は美德であるとともに、弊害も多い。忠諒の觀念はときに愚にいたる。また、「易直の性は権利を失いやすし、与しやすし等の弊」がある。「しかるに上に専制の政府ありて、下にこの人民あり。専制の君上を奉戴し、みずから奴隷視し、易直もってその事に任ずる時は、専制の政府にありてはきわめて都合のよき最上に人民の気風というべし」。西周は日本人のこの気風・民気は専制政府のもとでは最上の気風であるが、開国後の知力によって威力に勝つ時代では「福沢先生のいわゆる無気無力の人民」であり民選議院開設にはもっとも不適切な気風と見ていた。

西周の議論は、現実の社会・国民認識としては、国民が未成熟なため政治的な権利としての「民権」（参政権）付与に危惧と危機意識がある。他方、彼の思考方法が、物事を根本から思考するまさに哲学的思考方法に基づいて、総合的かつ統一的な学問体系を確立しようとするため、「権利」についても「民権」が個別の権利として国民の参政権であると

認めることに否定的にならざるをえない。西周はこの無気無力の人民を改造するため、法学にその活路を見いだしていたのである。

## 注

- 1) 穂積陳重「民権の意義を解せず」『法窓夜話』212～213頁。また、松尾章一『自由民権思想の研究』33～35頁。
- 2) この書の初版年は麻生義輝『近世日本哲学史』（75頁）による。しかし以下の引用は慶應四年版による。
- 3) 大槻文彦「箕作麟祥君傳」、松尾章一『自由民権思想』（35頁）より引用。
- 4) 因みに『広辞苑』（第一版）の「民」は、「国家社会を形造る人」として、支配を受けるという側面でなく積極的に国家形成の主体として説明され、明治期の意味とは逆転しているが、民が公的な存在という点では一致している。
- 5) 『福沢諭吉全集』第四巻、572頁。
- 6) 同書、575頁。
- 7) 福沢はまた、民権を参政権の観点から沢のようにも述べている。「維新の初より、明治七、八年の頃に至るまで、著書新聞紙等に民権の論は少なからずと雖ども、一国の人民は其国の政事に參與するの権理あるものなりと明に論を立たる者は甚だ稀なり。明治の初三・五年は政權參與の文字を見たる者もなし。以て其時の氣風を察知す可し」『藩閥寡人政府論』（明治十五年）『福沢諭吉全集』第八巻、127頁。
- 8) 「学問のすすめ」『福沢諭吉全集』第二巻、51頁。
- 9) 同上、52頁。
- 10) 同上、53頁。
- 11) 『明治文化全集』雑誌篇、58頁。
- 12) 同書、西周「非学者職分論」、60～61頁。
- 13) 全文は、『明治文化全集』憲政篇に収録。
- 14) 森「民撰議院設建言書之評」、前掲『明治文化全集』雑誌篇、62～63頁。
- 15) 福沢は加藤の時期尚早論に反対した。明六社での談論が明治八年五月八日「朝野新聞」投書欄に掲載された。『福沢諭吉全集』第二十一巻、296～299頁。
- 16) 津田「政論」『明治文学全集』三巻、125頁。
- 17) 『明治文化全集』「憲政篇」、386頁。
- 18) 『明治文化全集』「憲政篇」、387頁。
- 19) 同書、394頁。
- 20) この点、石田雄『日本近代思想史における法と政治』（121～122頁）参照。
- 21) 例えば、加藤弘之への反論の中でも民撰議院で愚論が出て政府は「愚論何ぞ之れを聴用するの理あらん」（『明治文化全集』「憲政篇」、390頁）と述べている。
- 22) 同様の論は、筆者不明だが「政府人民と利害を異にするの利害」（『明治文化全集』自由民権篇（続）170頁）にもあり。
- 23) 家永、松永、江村編『明治前期の憲法構想』247頁。

- 24) 同書、234頁。
- 25) 同四五号にも倫敦報道として「民権」がある。尚、パリコンミュンによるフランス国内の不安定は、日本の国内体制の安定化という観点からも法日を引いた。例えば、後引『日新眞事誌』七年三月二日の記事参照。
- 26) 例えば、『明治文化全集』を見ても、明治六年以前には、「国憲編纂起原」(憲政篇)の「左院改定之議」に「民智如此不開民権亦随テ不立」(同篇350頁)とある程度である。(他には、同篇、354頁に見えるだけである。)

キーワード 民権

(SAWAME Kensuke)